平成２７年（フ）第５０５号
大阪府高槻市南芥川町８番１―528号、開始決定時大阪府高槻市南平台３丁目23―28
破産者　ナコンガン智恵子（旧姓柿本）
1　決定年月日　平成27年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５１２号
大阪府東大阪市菱屋東３丁目13番21号　レオパレスプレミール１　202号、開始決定時岡山県新見市西方4154　いずも産業㈱岡山支店２階寮内
破産者　八木　尚之
1　決定年月日　平成27年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５７２号
大阪府寝屋川市宇谷町７番19―402号
破産者　ＧＡＲＡＧＥ　ＭことＢＫカンパニーこと　林　　哲彰
1　決定年月日　平成27年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１０２９号
大阪市平野区長吉川辺２丁目１番５号　ハーモニー10　201号
破産者　寺前　智道
1　決定年月日　平成27年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１２９８号
大阪市中央区島之内１丁目22番23号―704号、開始決定時大阪市住吉区帝塚山中１丁目４番33号　帝塚山イクス101号
破産者　渡邉　保彦
1　決定年月日　平成27年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１４０８号
大阪府東大阪市長瀬町１丁目12番11―203号、申立時の住所大阪府東大阪市高井田16番３―420号
破産者　野尻　公広
1　決定年月日　平成27年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１４７０号
大阪府高槻市川西町２丁目８番９号
破産者　津葉木慎也
1　決定年月日　平成27年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１６４０号
大阪府東大阪市南荘町13番37号　むつみハイツ602号
破産者　下田　真樹
1　決定年月日　平成27年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１７３９号
大阪府茨木市末広町６番８号　グランドソレイユ101号
破産者　川西　博之
1　決定年月日　平成27年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１７５５号
大阪市東淀川区下新庄３丁目５番３―104号
破産者　大石　　猛
1　決定年月日　平成27年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１７７１号
大阪市東住吉区湯里２―18―11　204、住民票上の住所兵庫県宝塚市長谷字手立46番地
破産者　立石　哲士
1　決定年月日　平成27年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１８２３号
大阪府吹田市青山台２丁目６番Ｂ11―306号
破産者　千葉　繁子
1　決定年月日　平成27年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１８３５号
堺市堺区市之町西２丁１番９―1304号
破産者　吉川　益生
1　決定年月日　平成27年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１８６５号
大阪市天王寺区茶臼山町１番５―107号、前住所大阪府八尾市志紀町西２丁目１番地　府営住宅17―513号
破産者　黒澤　孝一
1　決定年月日　平成27年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１９２８号
京都府八幡市男山弓岡５番地―Ｂ８―104
破産者　阪部　伸治
1　決定年月日　平成27年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１９９２号
兵庫県尼崎市御園３丁目22番10号　エスポワール御園202
破産者　白井　賢一
1　決定年月日　平成27年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２０４８号
大阪府摂津市東別府４丁目２番10号
破産者　髙山　尚三
1　決定年月日　平成27年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２１３４号
大阪府高槻市玉川２丁目６番308号
破産者　Ｎ・Ｋ精工こと　教学　宣光
1　決定年月日　平成27年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５１４号
大阪府河内長野市寿町12番35号、前住所大阪府枚方市香里園東之町１番18―１号
破産者　櫻井　裕子（旧姓科野）
1　決定年月日　平成27年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係